

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中三〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護士石川悌二の上告趣意第一は、違憲（三八条）をいうけれども、本件事案に徴し、被告人の抑留、拘禁が不当に長いものとは認められず、被告人の自白に任意性を疑うべき証跡は認められないから、違憲の主張は前提を欠くものであつて適法な上告理由とならず、同第二は、事実誤認の主張であり、同第三は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、同法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年九月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田	誠
裁判官	入	江	俊 郎
裁判官	長	部	謹 吾
裁判官	松	田	二 郎